

「東急でんき & ガス」の契約に関する特定商取引法に基づく表示

「東急でんき & ガス」のご契約に関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読みください。

●役務事業者

事業者名：株式会社東急パワーサプライ 代表取締役社長 村井 健二
住所：東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー
電話番号：0120-109-708 [受付時間]9：30～18：30
役務の種類：電力・ガスの供給・販売

●小売電気事業者

事業者名：株式会社東急パワーサプライ
住所：東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー
登録番号：A0069
お問い合わせ先：0120-109-708 [受付時間]9：30～18：30

●ガス小売事業者

事業者名：株式会社CDエナジーダイレクト
住所：東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号
登録番号：A0064
お問い合わせ先：0120-811-792 [受付時間]平日 9：00～19：00
土日祝日，1/2，1/3 9：00～17：00
※東急パワーサプライは、CDエナジーダイレクトの取次として、CDエナジーダイレクトのガスを供給いたします。

●販売代理事業者

商号：横浜ケーブルビジョン株式会社（略称「YCV」）
本店：神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークウエストタワー10階
代表者：代表取締役社長 田島 真
電話番号：0120-595-775 [受付時間]9：00～17：00

●提供商品及び販売価額

お渡しした東急でんき&ガスパフレットをご確認ください。

●提供開始時期

【東急でんき&ガス でんき】

お申し込みから1～2週間程度で供給を開始いたします。

供給開始予定日は、原則として、当社にてお申し込みを受け付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取替え等に要する期間)が経過した日以降となります。

【東急でんき&ガス ガス】

ご契約住所の次回検針日の翌日、もしくは次々回検針日の翌日から供給を開始いたします。

●契約期間について

【東急でんき&ガス でんき】

契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日が属する年度（4月1日～3月31日）の末日までとします。ただし、契約期間満了に先立ってお客さままたは東急パワーサプライから別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も1年毎に同一

条件で継続されるものとします。

【東急でんき&ガス ガス】

期間の定めのない契約です。

●ご利用料金の算定について

毎月のお支払料金は検針期間のご使用量とご契約プランに応じた単価等所定の計算式に基づき算定いたします。

詳細はお渡しした東急でんき&ガスパンフレットをご確認ください。

●支払方法および支払時期

YCVのサービス料金のお支払い時に一括して、加入申込書でお客さまが指定したお支払方法（金融機関の口座からの自動振替もしくはクレジットカードによる決済手段）にてお支払いいただきます。

なお、口座振替日は毎月27日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）のお支払いとなります。クレジットカードでのお支払いは当該カード会社の規約によります。

●申込みの撤回、解除に関する事項

キャンセル、解約につきましては、それぞれ供給開始日、解約希望日の3営業日前までに以下へご連絡ください。

横浜ケーブルビジョン株式会社

0120-595-775（受付時間9:00～17:00）

同一の需要場所においてご契約先を変更される場合の解約は、変更先の電気小売事業者、ガス小売事業者へ契約のお申し込みをさせていただきます。（原則、当社への解約のお申し出は不要です。）

●クーリング・オフについて

1. お客さまが、訪問販売でご契約された場合、本書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録により無条件で契約を解除すること（「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. 1に記載した事項に係わらず、当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによって1の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して8日間を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。
3. クーリング・オフは、お客さまがクーリング・オフに係る書面を発したとき、または電磁的記録により通知を行ったときにその効力を生じます。
4. クーリング・オフがあった場合において、当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払をお客さまに請求することはありません。
5. クーリング・オフがあった場合において、既に当該契約に基づき電気・ガスの供給がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払を請求することはありません。
6. クーリング・オフがあった場合において、既に料金等がお客さまより支払われている時は、当社は速やかにその全額を返還します。
7. クーリング・オフがあった場合において、当該契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。

【注意事項】当社への切り替え後にクーリング・オフをされますと、電気・ガスが使えなくなりますので、新たな電気・ガスの契約を締結してください。

担当者名	
------	--